

大口町告示第26号

大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付要綱（平成13年大口町告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者」を「者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第4条に規定する障害者及び障害児」に、「いずれか」を「いずれか」に改め、同条中第1号を削り、同条第2号中「地域活動支援」を「地域活動支援センター」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町心身障害児・者健康診断料助成金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱における助成対象者は、町内に住所を有し現に居住している<u>者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）</u>第4条に規定する障害者及び障害児で、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものとする。</p> <p>(1) 療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助及び<u>地域活動支援センター</u>の利用契約をしようとする者</p> <p>(2) その他町長が必要と認める者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この要綱における助成対象者は、町内に住所を有し現に居住している<u>身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者</u>で、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものとする。</p> <p>(1) <u>身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所契約をしようとする者</u></p> <p>(2) 療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助及び<u>地域活動支援</u>の利用契約をしようとする者</p> <p>(3) その他町長が必要と認める者</p>